

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地域来訪者等利便増進活動計画の認定の取消し
概要	<p>地域来訪者等利便増進活動計画は、地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もって当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する活動の実施に関する計画です。</p> <p>地域来訪者等利便増進活動実施団体は、この地域来訪者等利便増進活動計画を市長に申請し認定を受けることができますが、下記の基準に抵触する場合は地域来訪者等利便増進活動計画の認定を取り消すことがあります。</p>
根拠法令等 及び条項	地域再生法第17条の11、第17条の12
処分基準	<p>○地域再生法第17条の11第1項 第17条の11 認定市町村の長は、受益事業者が、総受益事業者の三分の一を超え、又はその負担する負担金の合計額が総受益事業者の負担する負担金の総額（次条第二項において「負担金総額」という。）の三分の一を超える受益事業者の同意を得て、第十七条の七第八項の認定の取消しを請求したときは、当該認定を取り消さなければならない。</p> <p>○地域再生法第17条の12第4項 第17条の12 4 認定市町村の長は、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体が前項の規定による命令に従わないときは、第十七条の七第八項の認定を取り消すことができる。</p>
ホームページ	
備考	